事　務　連　絡
平成 26 年 5 月 26 日

地方獣医師会会長　各位

公益社団法人　日本獣医師会
専務理事　矢ケ崎忠夫

６月以降に供給される豚流行性下痢（ＰＥＤ）ワクチンの円滑な供給に向けた協力依頼について

このことについて、平成 26 年 5 月 21 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事監視指導班課長補佐及び動物衛生課保健衛生班課長補佐の連名で別添のとおり通知がありました。貴会関係者にも周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、「豚流行性下痢（ＰＥＤ）ワクチンの円滑な供給に係る協力依頼について（平成 26 年 5 月 1 日付け 26 消安第 588 号）」及び同日付け事務連絡をもって、都道府県、販売事業者、製造メーカー、獣医師、養豚農家等の関係者が連携して、ワクチンの円滑な供給のための取組みを実施しているところですが、6 月以降も、当面の間の対応について、各関係者に引き続き協力を依頼するとともに、獣医師においては、①養豚農家に対して、従来から使用しているワクチンの購入が困難な場合は、他の製品の使用を指導し、これまで養豚農家が使用していたワクチンなどを参考にした上で指示すること、②養豚農家に対して、接種適期を確認した上でワクチンを正しく使用するよう指導すること、③養豚農家に対する指示書の交付は、養豚農家から情報提供される需要見込量の範囲で行うとともに、指示書には、接種する妊娠豚の頭数及び接種予定日を明記すること、④養豚農家に代わり、獣医師自らが販売事業者に注文する際は、養豚農家から提供される需要見込量の範囲で注文し、注文時には、販売事業者に対して、ワクチンを利用する販売先養豚農家ごとの接種対象妊娠豚頭数及び接種予定日を情報提供すること等、本対応への協力と周知を依頼されたものです。

本件のお問合わせ先
公益社団法人
日本獣医師会事業担当：笹 川
TEL　03－3475－1601

写

事　務　連　絡
平成26年5月21日

各都道府県動物衛生主管課長　宛
別記　関係団体　宛

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課薬事監視指導班課長補佐
動物衛生課保健衛生班課長補佐

６月以降に供給される豚流行性下痢（ＰＥＤ）ワクチンの円滑な供給に向けた協力依頼について

豚流行性下痢（ＰＥＤ）のワクチンについては、「豚流行性下痢（ＰＥＤ）ワクチンの円滑な供給に係る協力依頼について」（平成26年５月１日付け26消安第588号消費・安全局畜水産安全管理課長、動物衛生課長通知）及び「５月に供給される豚流行性下痢（ＰＥＤ）ワクチンの円滑な供給に向けた協力依頼について」（平成26年５月１日付け事務連絡）をもって、円滑な供給に向けた関係者の取組について御尽力いただいているところです。

ワクチン供給については、５月下旬を予定していた約33万回分（化学及血清療法研究所製）については、順次出荷が始まっており、さらに、６月中旬に約22万回分（日生研製）、７月下旬に約44万回分（日生研製）の出荷が予定されており、以降も順次出荷を予定していますので、６月以降、当面の間の対応については、下記のとおり、引き続き御協力いただきますようよろしくお願いします。

記

１．都道府県

(1)　「豚流行性下痢（PED）対策にかかるウイルス拡散防止対策及びワクチン安定供給体制について」（平成26年４月８日付け事務連絡）により、４月22日時点で都道府県が把握している養豚農家の需要見込量を基に、都道府県内の１か月ごとの需要見込量（各月中に１回目のワクチン接種を行う妊娠豚の頭数の２倍。以下単に「需要見込量」という。）を計算し、販売事業者に速やかに情報提供すること。その際、販売事業者に対して、養豚農家等へ未販売のワクチン（以下「在庫」という。）がある場合は、その量を差し引いた数量を製造メーカーに注文するよう依頼すること。また、養豚農家に対して、各農家の需要見込量の範囲で販売事業者に発注するよう周知すること。

公益社団法人日本獣医師会
受付
26.5.21
第 115 号

なお、当初把握していた需要見込量の範囲内で調整することが困難な場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課に速やかに連絡すること。

(2)　販売事業者から獣医師又は農家からの注文数量の確認を依頼された場合には、需要見込量を取りまとめている最小単位（地域団体、市町村、家畜保健所等）で、需要見込量と照合し、その結果を販売事業者に連絡すること。また、当該注文数量が需要見込量を超える場合は、販売事業者に対して当該数量の販売を控えるよう依頼すること。

(3)　販売事業者のうちの幹事社に対して、別添様式により取りまとめるよう連絡するとともに、報告された販売実績を農林水産省畜水産安全管理課に翌月の第２週の金曜日（５月分であれば６月13日。）までに報告すること。

２．販売事業者

(1)　１の(1)により都道府県から情報提供される需要見込量を参考に、１か月ごとの販売予定数量を決定し、その数量の範囲内で、製造メーカーに注文すること。ただし、在庫がある場合は、販売予定数量からその量を差し引いた数量とすること。

(2)　製造メーカーに注文する際は、「需要見込量の該当月」及び「注文数量の都道府県ごとの内訳」を明らかにすること。

(3)　翌月分の注文は、ワクチンの輸送や販売に要する日数を考慮して、前月の合理的な時期に開始すること。

(4)　ワクチンの注文を受けた際は、注文数量が需要見込量を超えていないことを都道府県に問い合わせ、確認した後に販売すること。

(5)　都道府県の幹事社にあっては、各月の販売実績を別添様式にて取りまとめ、翌月の上旬までに都道府県に報告すること。

３．製造メーカー

(1)　販売事業者から注文を受けてワクチンの販売を行う際は、農林水産省が提供する都道府県ごとの需要見込量を参考に、販売事業者に報告すること。

(2)　各月の出荷量について、翌月の上旬までに農林水産省畜水産安全管理課に報告すること。

４．獣医師

(1)　養豚農家に対して、従来から使用しているワクチンの購入が困難な場合は、他の製品の使用を指導し、これまで養豚農家が使用していたワクチンなどを参考にした上で指示すること。

(2)　養豚農家に対して、接種適期を確認した上でワクチンを正しく使用するよう

指導すること。

(3)　養豚農家に対する指示書の交付は、養豚農家から情報提供される需要見込量の範囲で行うこと。また、指示書には、接種する妊娠豚の頭数及び接種予定日を明記すること。

(4)　養豚農家に代わり、獣医師自らが販売事業者に注文する際は、養豚農家から提供される需要見込量の範囲で注文すること。また、注文時には、販売事業者に対して、ワクチンを利用する販売先養豚農家ごとの接種対象妊娠頭数及び接種予定日を情報提供すること。

５．養豚農家

(1)　獣医師の指導に従い、接種適期を確認した上で正しくワクチンを使用すること。

(2)　既に購入したワクチンがある場合には、当該ワクチンを先に使用すること。

(3)　獣医師に対し指示書の交付等を依頼する際は、需要見込量を情報提供すること。

【問い合わせ先】
・記の１ついて
動物衛生課家畜防疫対策室保健衛生班　星野
（内線）4582　（直通）03-3502-8292
・記の２から５までについて
畜水産安全管理課薬事監視班　小牟田、金子
（内線）4531　（直通）03-3502-8701
yakuji_kanshi@nm.maff.go.jp

別記　関係団体

公益社団法人　中央畜産会
協同組合日本飼料工業会
全国農業協同組合連合会
全国畜産農業協同組合連合会
一般社団法人　日本家畜商協会
一般社団法人　日本養豚協会
日本養豚事業協同組合
一般社団法人日本ＳＰＦ豚協会
公益社団法人　日本獣医師会
公益社団法人　日本動物用医薬品協会
一般社団法人　全国動物薬品器材協会
一般社団法人　日本畜産副産物協会
全国精麦工業共同組合連合会
全国食肉センター協議会

平成26年5月21日

養豚農家のみなさまへ
― 6月のＰＥＤワクチンの供給 ―

➢ ６月も引き続き、６月末までに接種する予定数量だけを注文するようお願いします。

- メーカーの御協力により、本年６月までに約75万回分、７～９月には約90万回分のワクチンが出荷される予定です。

【本年度は需要に応じて、約300万回分（平年の６倍）を出荷】

- ５月上旬以降、約22万回分のワクチンが出荷され、各県へ供給されたと思いますが、６月分の需要を満たすため、５月下旬から約33万回分が順次出荷される予定です。

ワクチンの適切な購入

- お手元にワクチンがある場合は、先にそれを使ってください。
- ６月に獣医師に依頼する指示書は、**「1か月間の必要数量」**としてください。

ワクチンの正しい使用

- ワクチンの**接種適期**を確認した上で使用してください。
- 獣医師の指示に従い、妊娠豚にだけ使用してください。

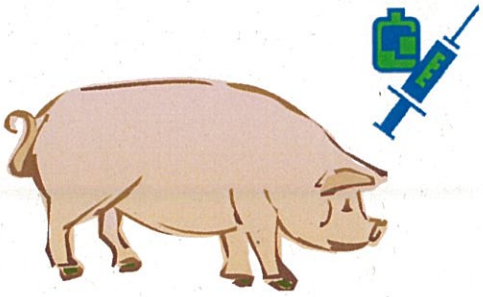

農林水産省　消費・安全局
畜水産安全管理課